

○暴力団員の不当行為の防止等に関する法律による神奈川県暴力追放運動推進センターの指定

(平成4年8月21日神奈川県公安委員会告示第22号)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第20条第1項の規定により、次のとおり神奈川県暴力追放運動推進センターとして指定した。

暴力団員の不当行為の防止等に関する法律による神奈川県暴力追放運動推進センターの指定

- 1 神奈川県暴力追放運動推進センターとして指定した法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称  
財団法人神奈川県暴力追放推進センター
  - (2) 所在地  
神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番
  - (3) 代表者の氏名  
林英樹
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第20条第2項各号に掲げる事業を行う事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
財団法人神奈川県暴力追放推進センター
  - (2) 所在地  
神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番
- 3 指定を行った年月日  
平成4年8月19日